

岐阜市議会2016年3月議会 本会議反対討論 松原のりかず



松原のりかず

☎058-253-2500

第1号議案 平成28年度岐阜市一般会計予算

本庁舎建設用地は隣接地が未取得・土壌調査もまだです。地形の定まらない段階での設計は、その設計に不備の恐れがあります。また、議会には、まだ市民の多様な意見が寄せられており、実施設計を急ぐ前に、計画の再点検の機会を大切にすべきです。

18階建て80メートルとの高層新庁舎基本設計案に対し、パブリックコメントでは40%の人から、高層ビルに対し反対もしくは疑問を呈する意見が出されています。市民の声を無視し、高層庁舎建設を強行する当局姿勢には、多くの市民の危惧の声が上がっています。

高島屋南再開発関連の予算があります。開発内容に、駐車場不便地の柳瀬中心地のビル内に子供用施設や健康等の公共施設を配置する計画があります。再開発によって「建設されるであろうビル」の複数階を取得しての計画の有用性を認められません。計画の再考が必要です。

「屋根に水溜りの残る」メディアコスモスは瑕疵問題で論議が出ています。この建築物は未完成品です。瑕疵部分の補修以前に、現行の管理費・維持費も建築業者が負担すべき状態です。

徹明小学校・木之本小学校の統合問題では、学校現場における統合宣伝の既成事実の積み重ねの経過に対し、議会軽視と指摘をせざるを得ません。

今回の統合問題では、統合準備委員会の審査過程から「統合新設校を木之本小学校の施設に置く」とする教育委員会の方針決定や、今日までの経過で、不可解、不公平、そして不透明を指摘してきました。すなわち、

- 1 児童数の多い小学校の方が当然短くなり、比較の意味を持たない「総通学距離」を統合先の決定理由としている。
- 2 近い将来の人口予測に触れようとしない。
- 3 中心市街地への居住活性化、岐阜市のまちづくり最重点課題を完全無視。
- 4 4回もの住民説明会発言の住民意見を取り上げない。
- 5 教育委員会方針が決定されただけで、「来年4月開校決定」との虚偽説明を繰り返し、住民、保護者、児童の意見・思いを押さえ込む。

- 6 学校設置条例の改定（案）上程も無いのに、徹明小学校長は「統合新設小学校開校時期が平成29年4月になることが正式に決定されました」と発言。教育現場からの「議会の議決権軽視」。
- 7 文部科学省の指摘する統合に関する留意点、すなわち、「地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題や、まちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってきます」との「住民合意」への不誠実、信義にもとる。

統廃合あきの、強行な教育委員会の姿勢は、子どもたちのための統合でなく、教育委員会のための統合との印象を与え、岐阜市の教育に大きな汚点と共に、禍根を残すと指摘し、徹明小学校・木之本小学校統廃合にかかる予算に反対します。

教育予算に信長公450プロジェクト・フロイス像ザビエル像複製制作費が28年度29年度2カ年で1400万円余の内28年度630万円が計上されています。機械製造による製品とのことであります。給付型奨学金要望などの論議もある中で、教育予算の使い道として再考が必要です。

第一号議案には反対です。

なお、基盤整備部の河川対策は湧水ではなく洪水対策が基本です。木曾川水系連絡導水路事業に関しては、最近の5年間で「清流長良川の鮎」に関する情勢には「世界農業遺産」など大きな変化があった事を認識すべきです。

環境、文化、歴史、観光、経済と多方面に影響が出る連絡導水路事業に対し、岐阜市の見解を発言する時は慎重を期し、市民に誤解と不安を与えない配慮が必要です。これは、指摘です。

第3号議案・第5号議案

平成28年度岐阜市国民健康保険事業特別会計予算、平成28年度岐阜市後期高齢者医療事業特別会計予算は、いずれも高額保険料等が問題です。

第3号議案、第5号議案ともに反対します

第11号議案 平成28年度岐阜市駐車場事業特別会計予算

建設から15年余経過しますが、維持管理費は年間収入を上回り、収入だけでは維持管理も出来ない施設です。起債元金は平成34年に返済との事ですが、損失を最小限に抑える準備が、事業撤退も含めてされなければなりません。その準備が出来ているとは言えません。

第11号議案に反対します。

第42号議案 岐阜市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

条例改正が続くわけですが、保険制度として制度疲労をしています。破綻の前に抜本改正をすべきです。

第42号議案に反対します。

第59号議案 平成28年度岐阜市下水道事業会計予算

毎年9000万円近い赤字を出すリンプラントは、レンガプラントからの赤字を累計すると、今後5年間稼働を加えると合計で31億7000万円の赤字になります。結果10%以上もの下水料金値上げによって予算が計上されています。消防の消火栓費用負担と同様に、リンプラントに必要な費用は市全体の環境対策費として一般会計で負担すべき費用です。

第59号議案に反対します。

第60号議案 平成27年度岐阜市一般会計補正予算（第7号）

で、指摘があります。

市民参画予算で 「みんなの森のフム・ドキ・ワイ」1950万円の企画のうち
障害者美術展715万円があります。内訳は
京都の美術館へ作品140点余展示依頼費600万円
作品警備費100万円
他諸経費 15万円

と思われる外の組織への「丸投げ型」企画です。

この事業、岐阜市の障害者団体と、もっと濃密な地元密着型の事業であるべき
では、と指摘します。

第69号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

市長の給与を約13万円引き上げる等、特別職の給与引き上げに関する条例制
定です。

第69号議案と関連する第67号議案に、反対します。

第70号議案 市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

市議会議員の報酬引き上げに関する条例制定です。

第70号議案に、反対します。

また、

第1号議案、第16号議案、第17号議案、第60号議案、は
マイナンバー関連議案であり、反対します。

なお、

第20号議案 岐阜市職員定数条例の一部を改正する条例制定については、二つの意見が存在することを発言しておきます。

(松原のりかず は、反対)

請願第1号・第2号は賛成討論

請願第1号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願

についてです。

戦後、日本国憲法のもとで、戦争によって誰一人殺されなかった、誰一人殺さなかった歴史を私たちはほこりに思う。だからこそ、自衛隊が海外で殺し、殺される事態になることを許すわけにはいかない。

安全保障関連2法は、歴代の自民党政権が憲法上不可能としてきた集団的自衛権の行使、戦闘地域での武器及び燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動などを可能にし、これら全てが憲法第9条を踏みにじるものである。

との、請願の願意は妥当であり、請願の採択を主張いたします。

請願第2号 木曾川水系連絡導水路事業の「継続」を容認しないことを求める請願

について、です。

長良川の環境面での憂慮は、本会議質問での河口堰建設前後の鮎の漁獲量の数値、建設後は建設前の約2割である事が、放流の努力を積み重ねても、その深刻を示しています。長良川の温度より5度も低温の徳山ダム下流の水を長良川に流す行為は、更に深刻な悪影響を与えることは容易に想像できます。

別種の河川水の流入により、遡上魚への阻害も心配されますし、導水路を通じた外来生物の進入も考えなければなりません。

また、文化、歴史、観光、経済では、5年前の導水路事業を論議していた時と比較し「清流長良川の鮎」「宮内庁式部職の鶉飼」の価値は大きく向上しました。市民の関心も当然ながら、より大きいものがあります。

願意は妥当であり、請願の採択を主張いたします。